

## 8 選挙公営

### (1) 選挙公報

#### ア 選挙公報発行状況

区分	候補者数	掲載申請候補者数	印刷部数	配布世帯数	印刷から配布までの所要日数			公報1部当たり印刷費(用紙代を含む)	公報の規格及び頁数
					印刷に要した日数	各世帯に配布を完了するまでに要した日数	計		
選挙区	13	13	2,718,000	1,762,707	4	3	7	3.95円	ブラケット版 6頁
比例代表			2,718,000	1,762,707	5	3	8	6.66円	ブラケット版 8頁

#### イ 選挙公報の配布方法

区分	特例配布の届出があった市町数(市町名)
市	11(姫路市、明石市、洲本市、相生市、加古川市、たつの市、赤穂市、三木市、丹波市、南あわじ市、淡路市)
町	2(稲美町、福崎町)

(注) 補助的方法は含まない。

#### ウ 「選挙のお知らせ」点訳版の購入

区分	発行者	購入部数	配布方法	1部当たりの単価
選挙区	社会福祉法人 日本盲人福祉委員会 (「点字毎日」号外)	650	県選管より直送 (一部市町より送付)	1,905円
比例代表				2,090円

エ 「選挙のお知らせ」音声版(DAISY)の購入

区 分	発 行 者	購 入 本 数	配 布 方 法	1 本 当 た り の 単 価
選 挙 区	社会福祉法人 日本盲人福祉委員会 (「愛盲時報」号外)	800	県選管より直送 (一部市町より送付)	1,500 円
比例代表				1,500 円

オ 「選挙のお知らせ」音声版(カセットテープ)の購入

区 分	発 行 者	購 入 本 数	配 布 方 法	1 本 当 た り の 単 価
選 挙 区	社会福祉法人 日本盲人福祉委員会 (「愛盲時報」号外)	100	県選管より直送 (一部市町より送付)	1,500 円
比例代表				1,500 円

## (2) ポスター掲示場

## ア 投票区の規模別設置数

区分	1千人未満				1千人以上 5千人未満			5千人以上 1万人未満		1万人以上		計	
	2 km <sup>2</sup> 未満	2 km <sup>2</sup> ～ 4 km <sup>2</sup>	4 km <sup>2</sup> ～ 8 km <sup>2</sup>	8 km <sup>2</sup> 以上	4 km <sup>2</sup> 未満	4 km <sup>2</sup> ～ 8 km <sup>2</sup>	8 km <sup>2</sup> 以上	4 km <sup>2</sup> 未満	4 km <sup>2</sup> 以上	4 km <sup>2</sup> 未満	4 km <sup>2</sup> 以上		
市	投票所数	80	89	112	145	818	85	107	194	10	8	2	1,650
	掲示場設置数	407	502	665	992	5,785	717	1,101	1,596	93	72	20	11,950
町	投票所数	11	15	27	64	38	9	19	2				185
	掲示場設置数	59	79	166	455	282	73	248	14				1,376
計	投票所数	91	104	139	209	856	94	126	196	10	8	2	1,835
	掲示場設置数	466	581	831	1,447	6,067	790	1,349	1,610	93	72	20	13,326

## イ 新規、既設別設置数

区分	新設した掲示場数		既設のものを再使用した 掲示場数		レンタル 資材を使用	計
	恒久的	その他	恒久的	その他		
市	8	11,360	487		95	11,950
町		1,116			260	1,376
計	8	12,476	487		355	13,326

ウ 市町別設置数

市町名	投票区数	法定数	設置数	減少数
神戸市	350	2,539	2,539	
姫路市	109	838	826	△12
尼崎市	78	585	585	
明石市	75	527	527	
西宮市	109	788	788	
洲本市	30	201	201	
芦屋市	21	152	152	
伊丹市	55	383	383	
相生市	22	145	145	
豊岡市	64	504	504	
加古川市	70	497	497	
たつの市	35	260	260	
赤穂市	22	154	154	
西脇市	32	215	215	
宝塚市	61	439	445	6
三木市	48	333	333	
高砂市	29	197	197	
川西市	48	336	336	
小野市	30	198	198	
三田市	35	264	264	
加西市	30	216	216	
丹波篠山市	53	376	359	△17
養父市	28	226	226	
丹波市	40	330	330	
南あわじ市	30	234	234	
朝来市	53	372	341	△31
淡路市	40	278	278	
宍粟市	31	250	250	
加東市	22	166	166	
猪名川町	14	100	100	
多可町	11	95	95	
稲美町	21	131	135	4
播磨町	7	49	49	
神河町	11	90	90	
市川町	16	106	107	1
福崎町	13	90	90	
太子町	9	66	66	
上郡町	11	87	87	
佐用町	18	146	146	
香美町	31	236	236	
新温泉町	23	174	175	1
市計	1,650	12,003	11,949	△54
町計	185	1,370	1,376	6
合計	1,835	13,373	13,325	△48

(3) 公営施設使用の個人演説会

ア 会場数

区分	法第161条第1項第1号の学校及び公民館の数		法第161条第1項第2号の公会堂の数	法第161条第1項第3号の市町の選挙管理委員会の指定した施設					合計
	学校	公民館	公会堂	社寺	農協組 業 同 合	商工 会 議 所	その他	計	
市	1,460	222	160				645	645	2,487
町	83	32	4				89	89	208
計	1,543	254	164				734	734	2,695

イ 会場使用度数

区分	施設の使用度数						合計		
	学校及び公民館		公会堂		指定施設		公費負担	候補者負担	
	公費負担	候補者負担	公費負担	候補者負担	公費負担	候補者負担			
選挙区	市	8		13		42		63	
	町	1				4		5	
	計	9		13		46		68	
比例代表	市			3		4	1	7	1
	町			3		4	1	7	1

## 9 選挙公営

### (4) 新聞広告

区 分	広告をした候補者数	広 告 延 回 数	広告料金（1人1回分）
朝日新聞	5人	5回	2,107,600円
毎日新聞	3人	3回	931,839円
読売新聞	9人	15回	6,996,330円
産経新聞	2人	2回	454,960円
日本経済新聞	4人	16回	11,117,568円
神戸新聞	10人	23回	11,764,500円



放送局名	回数	放送日時		政見・経歴放送の放送順序												
NHK ラジオ第1	1回目	6月30日(木)	19:30~19:50	伊藤 たかえ	里村 英一	西村 しのぶ										
	2回目	7月4日(月)	8:00~8:30	片山 大介	こむら 潤	稲垣 ひでや	末松 信介									
		7月5日(火)	8:00~8:20	速水 はじめ	相崎 佐和子	山崎 あい子										
	2回目	7月6日(水)	8:00~8:20	黒田 秀高	中曾 ちづ子	木原 くにや										
		7月7日(木)	8:00~8:20	伊藤 たかえ	里村 英一	西村 しのぶ										
サンテレビ ジョン	1回目	7月2日(土)	19:30~20:55	伊藤 たかえ	木原 くにや	里村 英一	黒田 秀高	速水 はじめ	末松 信介	こむら 潤	相崎 佐和子	中曾 ちづ子	山崎 あい子	片山 大介	西村 しのぶ	稲垣 ひでや
	2回目	7月3日(日)	12:30~13:55	伊藤 たかえ	木原 くにや	里村 英一	黒田 秀高	速水 はじめ	末松 信介	こむら 潤	相崎 佐和子	中曾 ちづ子	山崎 あい子	片山 大介	西村 しのぶ	稲垣 ひでや
	3回目	7月4日(月)	15:10~16:35	伊藤 たかえ	木原 くにや	里村 英一	黒田 秀高	速水 はじめ	末松 信介	こむら 潤	相崎 佐和子	中曾 ちづ子	山崎 あい子	片山 大介	西村 しのぶ	稲垣 ひでや
ラジオ関西	1回目	6月25日(土)	19:30~20:52	西村 しのぶ	速水 はじめ	稲垣 ひでや	黒田 秀高	末松 信介	伊藤 たかえ	里村 英一	相崎 佐和子	中曾 ちづ子	山崎 あい子	木原 くにや	こむら 潤	片山 大介

<経歴放送 (NHK)>

テレビ総合テレビ : 7月 6日(水) 11:25~11:54

NHKラジオ第1 : 6月29日(水)、7月1日(金)、7月7日(木) 各11:05~11:35

(6) 選挙運動用自動車

区 分	一般運送 契約によ るもの (ア)	(ア) 以外の契約によるもの				合 計
		自動車の借入 (イ)	燃料の供給 (ウ)	運転手の雇用 (エ)	計	
契約をした 候補者数	人	5人	4人	5人		
延べ使用 (従事)日数	日	90日		56日		
契約金額 の総額	円	987,660円	405,009円	655,000円	2,047,669円	2,047,669円
基準額の 総額	円	1,449,000円	554,400円	700,000円	2,703,400円	2,703,400円
請求額の 総額	円	954,720円	405,009円	655,000円	2,014,729円	2,014,729円

- (注) 1. 本表は供託物を没収されない者について記載している。  
 2. 「契約金額の総額」は、選管に届出された契約届出書記載金額の総計である。  
 3. 「基準額の総額」は、個々の候補者ごとに(ア)1日64,500円×使用日数(イ)1日16,100円×使用日数(ウ)7,700円×選挙運動日数(エ)12,500円×雇用日数により算出したものの合計である。  
 4. 「請求額の総額」は個々の候補者ごとに契約金額と基準額のいずれか少ない額を選び、それを合計したものである。

(7) 選挙運動用ビラ

区 分	1 回 契 約		計	2 回 契 約		合 計
	5万枚以下	5万枚を 超えるもの		5万枚以下	5万枚以下1回 5万枚超 1回	
1種類のみ 作成した候補 者及び枚数	人 枚	5人 1,338,000枚	5人 1,338,000枚			5人 1,338,000枚
2種類を 作成した候補 者及び枚数	人 枚	人 枚	人 枚	人 枚	人 枚	2人 枚
契約金額の総額	円	6,047,790円	6,047,790円	円	円	6,047,790円
基準額の総額	円	7,512,750円	7,512,750円	円	円	7,512,750円
請求額の総額	円	5,984,230円	5,984,230円	円	円	5,984,230円
平均単価	円	4.53円	4.53円	円	円	4.53円

- (注) 1. 本表は供託物を没収されない者について記載している。  
 2. 「基準額の総額」は、個々の候補者ごとに確認書により確認された作成枚数に確認書により確認された作成枚数が(1)5万枚以下の場合は7円73銭、(2)5万枚を超える場合には、次の算式により単価をそれぞれ乗じたものの合計である。

$$\frac{386,500円 + 5円18銭 \times (\text{当該作成枚数} - 50,000)}{\text{当該作成枚数}} \quad (1\text{銭未満の端数は切り上げ})$$

3. 平均単価の算出は次の算式による。

$$\frac{\text{契約金額の総額}}{\text{契約届に記載された枚数の全候補者合計枚数}} \quad (1\text{銭未満の端数は切り上げ})$$

(8) 選挙運動用ポスター

候補者数	作成枚数	契約金額の総額	基準額の総額	請求額の総額	平均単価
5人	106,795枚	9,164,672円	7,698,744円	7,542,794円	86円

(注) 1. 本表は供託物を没収されない者について記載している。

2. 「基準額の総額」は、個々の候補者ごとに確認書により確認された作成枚数に  

$$\frac{586,905 \text{円} + 28 \text{円} 35 \text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}}$$
 による単価

をそれぞれに乗じたものの合計である（単価は1円未満の端数は切り上げ）。

3. 平均単価の算出は次の算式による。

$$\frac{\text{契約金額の総額}}{\text{契約届に記載された(枚)数の全候補者合計(枚)数}}$$

(9) 通常葉書、立札及び看板の類

区分	通常葉書 (ア)	立札及び看板の類		
		選挙事務所用 (イ)	選挙運動自動車等用 (ウ)	個人演説会用 (エ)
候補者数	5人	5人	5人	5人
作成枚数	336,100枚	30枚	21枚	20枚
契約金額の総額	2,376,116円	1,960,551円	873,708円	719,282円
基準額の総額	2,337,500円	1,698,390円	1,072,020円	819,080円
請求額の総額	2,190,000円	1,669,356円	857,108円	705,270円
平均単価	7.07円	65,352円	41,606円	35,965円
選挙事務所の数		14		

(注) 1. 本表は供託物を没収されない者について記載している。

2. 「基準額の総額」は、個々の候補者ごとに確認書により確認された作成(枚)数に下記の単価  
 (ア) 作成枚数が35,000枚以下の場合は7円95銭、35,000枚を超える場合はつぎの算式による単価をそれぞれ乗じたものを合計する。

$$\frac{278,250 \text{円} + 6 \text{円} 88 \text{銭} \times (\text{当該作成枚数} - 35,000 \text{枚})}{\text{当該作成枚数}}$$

(1銭未満の端数は切り上げ)

(イ) 56,613円 (ウ) 53,601円 (エ) 40,954円 をそれぞれ乗じたものである。

3. 平均単価の算出は次の算式による。

$$\frac{\text{契約金額の総額}}{\text{契約届に記載された(枚)数の全候補者合計(枚)数}}$$

【(ア)については1銭未満、その他については1円未満の端数は切り上げ】